

練馬区告示第 **484** 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により特別区道路線の区域を
つぎのように変更し、同条第2項の規定により新たに道路となった部分の供用を開始する。
なお、その関係図面は、令和8年9月24日から起算して15日間、本区土木部管理課
において一般の縦覧に供する。

令和8年9月24日

練馬区長 吉 田 健 一

路線名	区 間	起 点 終 点	変更前 後の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	増 面 積 (平方メートル)
15-283	練馬区	旭 丘 一 丁目 40 番 1 地先 から	変更前	3.64 および 3.82	18.71	—
	練馬区	旭 丘 一 丁目 39 番 22 地先 まで	変更後	4.00 から 6.19	18.71	23.68

特別区道路線区域変更図

旭 丘 一丁目 地内

縮 尺 600分の1

- 特別区道および区有通路
- 区域変更による道路

